

## 第7章 歴史的風致維持形成建造物の指定

### (1) 歴史的風致形成建造物の指定方針

竹田市には城下町を中心に、国・県・市の指定文化財等が多数存在しており、江戸時代以降この地域の文化の中心地として栄えた町並みとそこに住む人々の生活が一体となって歴史的風致を形成している。

これまでにも歴史的な建造物について竹田市文化財保護条例・竹田市史跡等環境保存条例に基づき保存と活用に努めてきた。今後も歴史的建造物を保存・活用する環境の充実を図り、連続性をもった町並みを後世に伝えていく。

あわせて、重点区域においては、歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的な建造物等を「歴史的風致形成建造物」として指定し、本市の歴史的発展と文化的価値を忠実に伝える歴史的風致の維持と向上を図っていく。

なお、指定にあたっては、建造物等の所有者及び管理者の意見を尊重した上で歴史まちづくり法第12条に基づいた手続きを行う。

### (2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致維持形成建造物の指定においては、本市の歴史的発展を忠実に後世に伝えるための重要な建造物等であって、保存と活用において価値を有すると認められるもので、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 意匠、形態、技術性が優れているもの
- ② 歴史性、地方性、希少性、復元の可能性から価値が高く、保全が必要なものの
- ③ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上のために必要なもの

民間が所有するものにあっては、今後当該建造物の所有者が適切な維持管理をしていく意向をもっていることを確認して指定を行うこととする。

### (3) 歴史的風致形成建造物の指定の対象

上記の(1)(2)を踏まえ、竹田市における歴史的風致形成建造物は、重点区域内において歴史的風致維持及び向上のためにその保全を図る必要があるものと認められるものを次のとおり指定する。ただし、重点区域内における重要文化財は除く。

- ①文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）

- ②大分県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③竹田市市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④伝統的な意匠で建築され、重点区域内の歴史的風致の維持向上に寄与すると市長が認めた建造物

#### (4) 歴史的風致形成建造物の管理の指針

##### ①歴史的風致維持形成建造物の維持・管理の基本的考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の必要な構成要素であり、所有者はその歴史的風致形成建造物が存在する歴史的背景と保存の重要性を認識し、価値に基づいた維持管理を行うとともに、公開等の活用を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、維持管理に必要な修理等を行う場合は、専門家や学識経験者の意見・助言を求め、その意匠や形態等の保存・復原に努める。

##### ②歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

###### 1. 登録有形文化財、県・市指定文化財

国の登録文化財、県・市の指定文化財に関しては、それぞれ対応する法令・条例に基づき、現状変更などの行為規制などがすでに実施されている。修理については、現状の維持または調査に基づく復元を基本とする。公開・活用のために必要な防災上の措置等について、建造物の価値を損なわない範囲で実施する。

###### 2. その他（未指定）の歴史的風致形成建造物

文化財の指定等がされていない歴史的風致形成建造物については、調査等を実施し価値を明らかにするとともに、必要に応じて文化財指定に取り組むものとし、それぞれ対応する法令・条例等に基づく保存を図るものとする。

その他の建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、外観を対象に現状の維持または調査に基づく復元を基本とし、内部においても価値が高いものについては、所有者に対し、所有者の生活を尊重しつつも保存に対する協力を求めていく。

##### ③届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、以下のとおりとする。

###### 1. 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財に

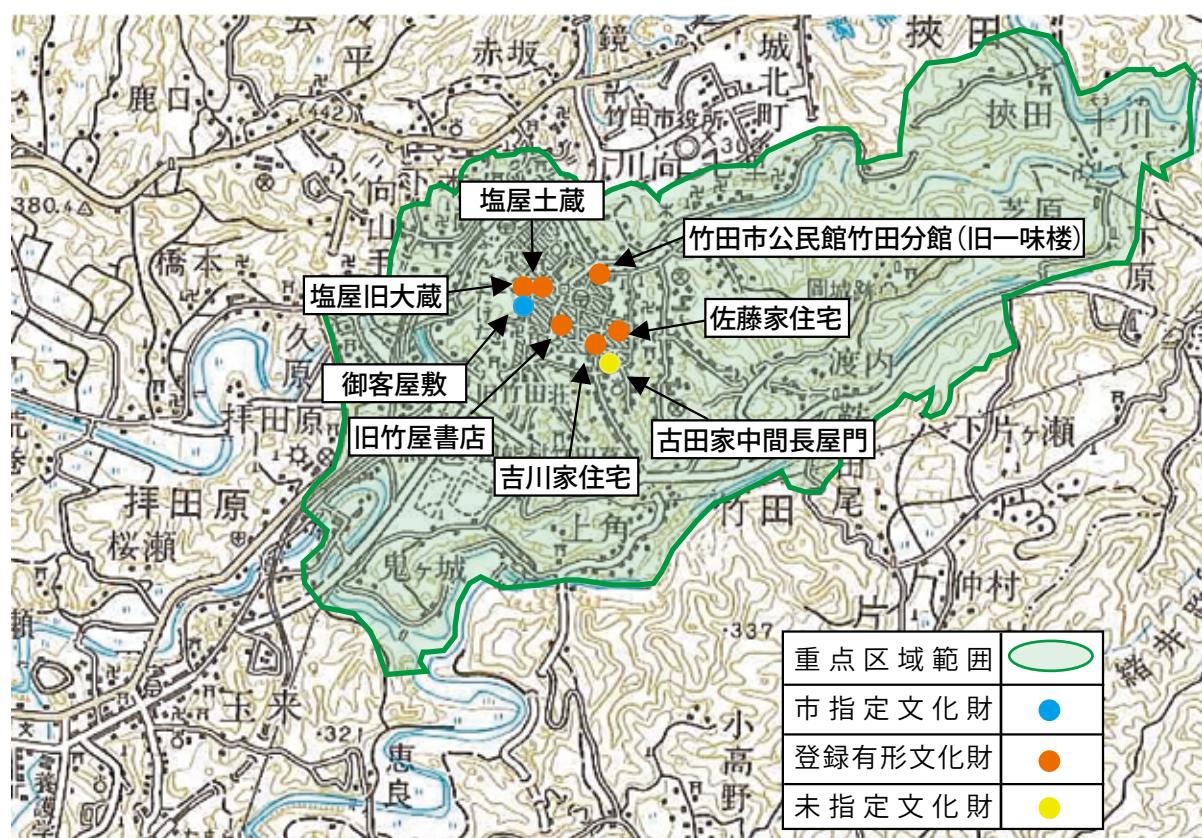
について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

2. 大分県文化財保護条例（昭和30年大分県条例第12条）第4条第1項に基づく県指定有形文化財について、同条例第18条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第19条第1項に基づく修理の届出を行った場合
3. 竹田市文化財保護条例（平成17年条例109号）第4条第1項に基づく市指定有形文化財について、同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合

## (5) 歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

種 別	名 称	写 真	年 代	構 造	所 有 者	備 考
市指定史跡	御客屋敷		文化 3 年 (1806)	木造	竹田市	
登録有形文化財	塩屋土蔵 (主屋・中蔵・古蔵)		主 屋 元治 2 年 (1865) その他の 江戸末期	木造	個人	
登録有形文化財	佐藤家住宅 (主屋・旧店舗兼主屋 ・旧味噌蔵・土蔵)		明治 12 年	木造	個 人	
登録有形文化財	吉川家住宅 (主屋・土蔵・倉庫一 ・倉庫二・倉庫三)		主 屋 大正 11 年 倉庫三 明治 41 年 その他 明治 11 年	木造	個 人 (主屋・土蔵) 竹田市 (倉庫一・倉庫 二・倉庫三)	
登録有形文化財	竹田市公民館竹田分館 (旧一味楼)		大正 2 年 ～大正 9 年	木造	竹田市	
登録有形文化財	塩屋旧大蔵		江戸末期	木造	個 人	
登録有形文化財	旧竹屋書店 (店舗兼主屋・土蔵)		明治 32 年	木造	個 人	
未指定	古田家中間長屋門		弘化 4 年 (1847)	木造	個 人	



重点区域内における歴史的風致形成建造物の候補